

Pharmacometrics 研究会会則
(第10版：2020年12月7日改定)

第1章 総則

第1条 名称
本会は、Pharmacometrics 研究会（略称 PMx 研究会、英語名称 Pharmacometric Approach Group in Japan、英語略称 PAGJa、以下本会と呼ぶ）と称する。

第2条 目的
臨床における患者を対象に薬物動態と効果・副作用の変動要因の検索、解明を系統的、合理的に行っていくことは、新医薬品の研究開発、市販後の調査・研究において必要不可欠な項目である。また、臨床開発データの国際的共同利用、特別な患者集団での有効性・安全性の明確化、患者毎の個別治療などを進めていくためにも、薬物動態面からの検討は必要な基本的情報であると考えられる。本会は、Population Pharmacokinetics を中心に上記情報を科学的、合理的に収集・解析するためのファーマコメトリクス手法とそれに関する諸課題の検討、ならびにその普及・発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

第3条 会員の資格
本会の目的に賛同し規定の会費を納める者をもって会員とする。

第4条 会員の義務
会員は、研究会の運営にあてるための会費納入の義務を負う。
会員は、本会会則に従わなければならない。

第5条 会員の権利
会員および幹事会幹事は、当該年の研究会へ出席することができる。

第3章 幹事会

第6条 幹事会の構成
本会の幹事会は、幹事（10名以上）より構成され、幹事の中から互選で会長1名を選任し、その会長が副会長および事務局長を指名する。幹事の任免および次年度および次々年度代表幹事は幹事会において決議する。なお、代表幹事は、幹事の互選により選任することとする。

第7条 幹事・代表幹事・プログラム作成委員の任期
会長、副会長、事務局長を含む幹事の任期を1月1日から2年間、代表幹事の任期を1月1日から1年間とする。なお、再任を妨げないものとする。委員長を含むプログラム作成委員の任期は2年とする。なお、再任を妨げないものとする。

第8条 幹事会の開催

本会は、定例幹事会として毎年1回開催するほか、必要に応じて臨時幹事会を開催する。幹事会では、次年度および次々年度代表幹事、次年度研究会開催日ならびに会場等を決定するとともに、本会に関する事項を協議する。

第4章 幹事会構成員の役割

第9条 会長

会長は本会を代表し、本会の運営並びに研究会活動を統括する。

会長は年1回の定例幹事会を招集するとともに、必要に応じて臨時幹事会を招集することができる。

第10条 副会長

副会長は会長を補佐し、本会の総務および運営全般を管掌し、幹事会で報告を行う。

第11条 事務局長

事務局長は、会計管理、寄附金依頼など本会運営における財務を管掌し、幹事会で報告を行う。

第12条 代表幹事

代表幹事は、前年度代表幹事より引継ぎ後、会長、副会長、事務局長、必要に応じて幹事と協議の上、研究会および幹事会の会場の確保、講演者の招集、参加者の募集と参加者名簿の作成、研究会運営に関する予算見積もりならびに会計事務全般を担当する。なお、講演者の招集および運営管理を除く業務に関しては、その一部を外部受託機関に委託することができる。

代表幹事はプログラム作成委員とともにプログラム作成、並びに会長及び副会長の意見をもとに、プログラムの最終決定を行う。

代表幹事は、副会長および事務局長の管理の下、研究会にかかる費用を会費ならびに寄附金を以って運用し、その出納を執行し、副会長および事務局長の承認後、収支報告を行う。

第13条 プログラム作成委員

プログラム作成委員は若干名の幹事より構成され、代表幹事に協力してプログラム作成の任にあたる。委員の中から互選で委員長1名を選任し、委員会を統括する。

第14条 幹事

幹事は、本会の運営に係る必要な事項を審議するとともに、会務の執行について積極的に協力する。

第5章 研究会

第15条 定例研究会

本会は、毎年1回、定例研究会を開催する。

第16条 臨時研究

本会は、定例研究会以外に、幹事会が必要と認めた場合に臨時の研究会を開催することができる。

第6章 会計および会費

第17条 会計年度

本会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第18条 経費

本会の経費は、会費、寄附金及び広告費などをもってあてる。

第19条 会費

本会の会費は、幹事会で決定する。

第20条 寄附金

会長は、必要に応じて趣意書、研究会プログラム、収支概算見積もり書、および公正競争規約（公競規）に則った書類をもって寄附を要請できる。

第7章 付則

第21条 会則の改定

会則の改定は、幹事会の審議を経て会長が決定する。

第22条 本会則の第10版は、令和2年12月7日より発効する。

第23条 事務局

本会の事務局を下記の所在地に置き、会長の指示のもとで事務局長が管理する。

〒607-8414 京都府京都市山科区御陵中内町5

京都薬科大学 臨床薬学教育研究センター

初版	2003. 9.16.
第2版	2003.10.25.
第3版	2004.10.22.
第4版	2007. 9.10.
第5版	2009.12. 3.
第6版	2011. 1.27.
第7版	2013.10.11.
第8版	2017.11.13
第9版	2019.3.25
第10版	2020.12.7